



報道関係者各位

令和2年6月15日
山梨労働局雇用環境・均等室
室長 林 未央
雇用環境改善・均等推進監理官 村松 千里
電話 055-225-2851

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）に「新型コロナウイルス感染症対応特例」を創設しました

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主を支援するため、両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）に「新型コロナウイルス感染症対応特例」を創設しました。

6月15日（月）から、申請受付を開始しますのでお知らせします。

なお、助成金の具体的内容や申請手続については、別紙のリーフレット及び下記 URL に掲載されている関係資料をご覧ください。

<助成金の内容>

1. 助成金の対象

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度（最低20日間取得可能）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主

※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただくことが必要。

※法定の介護休業（対象家族1人につき合計93日）、介護休暇（年5日（対象家族2人以上の場合は年10日））は別途保障していただくことが必要。

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。

2. 助成内容

労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満：20万円

合計10日以上：35万円

※1企業当たり5人分まで支給

3. 申請期間

支給要件を満たした翌月から2ヶ月以内

※令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、8月15日が申請期限となります。

4. 相談窓口・申請書提出先

山梨労働局 雇用環境・均等室

【添付資料】

<リーフレット>

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例）・・・別紙

【参考】

<助成金HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html